

生命保険会社のアカウンタビリティと監査 －保険契約者を起点とした公正な事業運営とチェック機能の強化－

石 原 俊 彦

I 生命保険会社の公益性とアカウンタビリティ・監査

1 生命保険会社の公器性

少子化と高齢者人口の増加という時代の到来を迎える、わが国経済はいまや困窮の時期を迎えようとしている。厚生年金や国民年金といった公的年金の支給状況は、保険料支払世代に非常に重い負担を強いいるにもかかわらず、今後ますます悪化することは誰の目にもあきらかなところである。それにもかかわらず、これらの年金制度改革に対する抜本的改革案は、暗中模索の段階を脱していないというのが正直な現状分析であろう¹⁾。

生命保険会社が商品として提供している各種の貯蓄型生命保険や個人年金保険は、保険契約者がみずからのお後に備える重要な金融資産である。保険契約者は契約当初に約束された保証利回り率をベースに、お後の生活設計を真剣に考えている。現役時代に厳しい日常生活のなかで保険料をコツコツと支払うことにより、保険

契約者はお後の生活を自ら担保しているのである。このため、生命保険や年金保険を商品として提供している生命保険会社には、一般の民間企業の製造物責任をはるかに上回る責任が課されなければならない。大蔵省銀行局に保険部が設けられ、生命保険行政を厳重な監督下でこれまで指導してきた背景には、生命保険会社の社会的公器性が非常に強く認識されてきたことは言うまでもない。生命保険会社は契約に際して確定した保証利回りを決して下回る事業運営を行ってはならない。つまり、将来の保険金給付や年金給付に確かな裏付けのない保険商品の販売を行ってはならないし、回収可能性に疑問のある融資あるいは貸付資金の使途に合理的な計画のない融資の実行は、生命保険会社では認められるべきではない。万が一、こうした注意を生命保険会社の経営者が怠ったとすれば、それらの経営者は、保険契約者から背任行為もしくは忠実義務違反によって厳しく罰せられなければならないはずである²⁾。

ところが、1991年以降のバブル経済の崩壊の

1) 厚生省は1999年の公的年金制度改革に向けて五つの選択肢を示している。厚生年金を民営化するというE案を除き（この案は実質上、実施することは100%困難と認識されている）どの選択肢を採択しても、保険料の増加もしくは給付額の減少を伴うことになる。例えば、2025年に保険の給付額を現状（94年度に65歳の夫婦に支払われた給付額は月額約23万円）に維持する場合には、保険料は現在の17.35%が34.3%になる。この概要については、日本経済新聞、1998年1月25日のSunday Nikkei の記事「公的年金選択肢どれを支持—給付ダウント不可避」を参照されたい。

2) 生命保険会社の経営者にも、経営者としての資質が今後さらに強く求められることになる。特に役付取締役のポストは、社内的人事政策によってプロパーの従業員が到達するポストとして必ずしも位置づける必要はない。会長や社長といった最高経営者に最も必要な資質は、保険や金融資産の運用に関わる専門知識ではなく、公正無私の態度であり、生命保険会社の社会的公益性を十分に認識した企業倫理の展開姿勢ではなかろうか。バブル期に見せ掛けの事業拡大に邁進した経営者があるとすれば、それは生命保険会社はなぜ存在しているのかという本質を見落とした事業運営と批判せざるを得ないのである。生命保険会社の経営者は、現在の既存の保険契約者の利益保護をなものにも増して尊重しなければならない。もとより大蔵省による保険事業の監督にも、経営者による生保としての企業倫理の遂行とモラルハザードの不存在を確認するような手だが、今後一層重視される必要がある。

影響を受けて、いくつかの生命保険会社については経営実態の悪化がしばしば伝えられるところとなり、日産生命保険相互会社にいたっては、1997年4月25日に大蔵省より業務停止命令を受け、実質的に倒産という事態を迎ってしまった。日産生命の倒産の結果、何よりも大きな影響を受けたのは無け無しの生活費をコツコツと保険支払に充当し、受取保険金額の一部にペイオフを受けた保険契約者である。特に、老年の保険契約者のなかには、日産生命保険の倒産によって、自己の老後の生活設計を修正に追い込まれた人がきっと数多く存在するに違いない。なぜ、日産生命は倒産してしまったのであろうか。また、行政が行うべき本当の仕事は、保険契約者の生活を保護するという社会的使命を持つ生命保険会社を決して倒産させることなく、存続させるような施策を先手先手に打つことではなかったのか。

もとより、生命保険会社は保険契約者の老後生活設計を担保する非常に重要な存在である。それは生命保険会社の提供する生命保険や個人年金保険が、家計財政的には公的年金制度の不足を填補するという意味を持ち、実質的に社会保障に準じた性質を有するからである。そのため生命保険会社には、公益企業としての特質が強く兼ね備わっていると理解することができる。また、生活費の一部を生命保険や個人年金の保険料に充当している生活者は非常に多い。したがって、生命保険会社においてまず重要なことは、保険契約者を起点とした公正な事業運営とチェック機能の充実をはかり、保険金や年金の支払いを担保する財務体質を強化することであ

る。確かに生命保険会社は一つの社会的な存在として存在し、従業員の雇用の確保、金融機関としての適切な融資の実行、各種賃貸ビルの建設による地域開発といったさまざまな事業を開拓している。しかし、これらの事業はすべて、生活者である保険契約者との間で締結された保険契約内容を完遂するための手段として位置づけられなければならないであろう。それほど生命保険会社が提供する保険商品の価値は、公益的な性質を帯びてきているのである。

2 生命保険会社におけるアカウンタビリティと監査の重要性

生命保険会社は保険契約者の利益（これは私的な利益というよりも公的年金の不足を補う公的な利益の性格を有するものとして、本稿では理解する）保護を何よりも優先しなければならない。生命保険会社におけるアカウンタビリティと監査機能の充実は、保険契約者を起点とした公正な事業運営とチェック機能の強化を図るために、とりわけ有用な手立てと認識される。では、公正な事業運営とチェック機能の強化を図るために、生命保険会社はどのようなアカウンタビリティ（報告責任）³⁾を果たすべきであろうか。また、生命保険会社を対象とする監査はどのような視角で展開されなければならないのであろうか。このような生命保険会社におけるアカウンタビリティと監査の問題は、生命保険会社のスチュワードシップの観点から整理する必要がある。

生命保険会社の経営者には、保険契約者に対する保険金や年金の給付を至上目的として、保険料の支払いを通じて生命保険会社に付託され

3) 会計学の視点からみたアカウンタビリティは、企業内すべての財産の保全もしくは管理を、適切に遂行する会計上の責任として認識してきた。つまり、企業は、株主などの資金提供者から資金の管理・運用を委託された受託者（または代理人）であると考えられ、委託者から受託された資金（もしくは財産）を適切に保全し、その管理・運用の状況ならびに結果を正確に測定し伝達する義務があると考えられている。こうした受託者としての管理責任のことをスチュワードシップ（stewardship）といい、この管理責任を会計機能を通じて達成しようとするのがアカウンタビリティである。ただし、今日の傾向は、アカウンタビリティを会計責任ではなく、会計責任も含めたもっと包括的な概念として定義し、報告責任として言及する方向にある（と言うよりも、アカウンタビリティを会計責任と邦訳する研究者は、会計学者の一部を除いて他にはないと考えられる）。以上については、神戸大学会計学研究室編『第五版会計学辞典』1997年の「アカウンタビリティ」および「財務会計の発展」の箇所を参照した。

た財産を、善良な管理者として管理運営する受託責任（スチュワードシップ）がある。スチュワードシップを果たすために経営者は、社内の経営管理体制を整備運用しなければならない。この経営管理体制のことを経営学や監査論では内部統制（internal control）と呼ぶ。生命保険会社の経営者は、内部統制の一環として管理会計システムと財務報告システムを社内に構築しなければならない。財務報告システムは、生命保険会社において発生した取引を複式簿記等の手法を用いて記帳し、社会的なディスクロージャーの要請に適合するような各種の財務情報を生み出し、利害関係者に報告するためのシステムである。現在、わが国の生命保険会社には、その法的形態の如何を問わず、商法特例法第2条に規定する会計監査人⁴⁾による監査（あるいはこの規定を準用した監査）が要請されている。この会計監査人監査では、財務報告システムが作成した貸借対照表や損益計算書等を監査対象として認識し、適法性の視点から会計監査が展開されている。

スチュワードシップを前提とするアカウンタビリティは、企業内容のディスクロージャーを通じて解除される。ただし、ディスクローズされた情報の適正性を検証するために、企業の経営者は外部の独立した第三者による監査（いわゆる外部監査）を受けなければならない。この図式は、一般の民間企業に普遍的に適用される理論モデルである。本稿の問題意識は、この普遍的モデルを生命保険会社に適用する場合、どのような改善を講じるべきかという点にある。また、本稿における考察は、アカウンタビリティと監査の問題を、保険契約者を起点とした公正な事業運営とチェック機能の強化という視点に

重点を置いて展開されている。つまり、保険契約者は保険料の支払いという形で、生命保険会社の経営者にその運用と管理を委託する。その際、生命保険会社の事業運営のコストは、この支払保険料によってまかなわれることになる。したがって、保険契約者は委託した資産の運用（より広義には、生命保険会社の事業運営）が適正に行われているかどうかを監視（モニタリング）する権利を持つことになる。生命保険会社の経営者は、保険契約者によるモニタリングに必要な情報を企業内容のディスクロージャーという方法で提供し、アカウンタビリティを果たすのである。前述のように、経営者のアカウンタビリティは、経営者が保険契約者の支払った保険料に対する善良な管理者としての立場から発生するものである。したがって、生命保険会社の経営者に発生するアカウンタビリティは、保険契約者が事業運営の適正性を判断しチェック機能を強化するために、どのような情報をディスクローズ（開示）すべきかという問題と絶えず対峙して検討する必要がある。

以下本稿においてはまず第2節で、日産生命の倒産が何を意味しているのかを分析し、生命保険会社の公正な事業運営とチェック機能の強化の視点から見出される問題点を、アカウンタビリティと監査機能の視点から整理する。また、第3節では、生命保険会社が現在行っているディスクロージャーの概要を整理し、それに基づいて作成された日産生命の『事業のお知らせ』がどの程度保険契約者にとって有用なものであったかを分析するとともに、あおば生命設立に当たっての経理処理に潜在する問題点をあきらかにする。最後の第4節では、生命保険会社におけるコーポレート・ガバナンス⁵⁾のあり方をア

4) 会計監査人に選任される資格を有するものは、公認会計士もしくは監査法人である。監査法人とは商法の合名会社の法理を準用して形成される公認会計士法上の特別法人で、無限連帯責任を有する5人以上の公認会計士から構成される組織である。監査法人において、無限連帯責任を有する公認会計士のことを社員（パートナー）と呼び、監査法人との雇用契約のもとで業務に従事する従業員とは明確に識別されている。

5) 生命保険会社のガバナンスには、いわゆる公認会計士や監査法人による監査の他、大蔵省による監督、保険契約者の代表である社員総代による総代会、評議員会といった、各種の利害関係者が従事することになるが、本稿ではこのガバナンスに関連して、監査の視点から重要と認められる問題点をあきらかにし、改善への示唆を提示することを目的としている。

カウンタビリティとディスクロージャーの視点から再検討する。

生命保険会社の経営者に発生するアカウンタビリティを、経営者がディスクロージャーによって完全に果たしたとしても、生命保険会社の適正な事業運営が間違いなく保証されるわけではない。アカウンタビリティとディスクロージャーの充実は、監査をはじめとするコーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための一つの手立てとして位置付けられる。保険契約者利益の保護を図る統合的なフレームワークは、生命保険会社のコーポレート・ガバナンスにある。第4節では本稿の結論として、第2節と第3節の考察に基づき、相互保険としての生命保険会社のコーポレート・ガバナンスの充実を、アカウンタビリティと監査、ならびに、今日特に問題視されている保険行政の視点から整理することにする。

なお、第2節以降の考察で展開される論旨の概要を、ここであらかじめまとめておくことにしよう。それらは以下の通りである。

- ① 生命保険会社の生命保険や個人年金は、契約者が自助努力で契約するものであるが、実質的には公的年金の不足分を填補する準公的年金の性格を有している。
- ② したがって、生命保険会社の倒産は公共の福祉の視点からもあってはならないことであり、これまで大蔵省による護送船団方式によって、生命保険業界も手厚い保護を受けてきた。
- ③ ところが、護送船団方式の限界があきらかとなり、行政の力ですべての生命保険会社を保護することは事実上困難になってきた。
- ④ これからの保険契約者は、生命保険会社を自己責任に基づいて選択し、生命保険や個人年金に加入しなければならない。
- ⑤ 生命保険会社の選択に際しては、アカウンタビリティに基づいてディスクローズされた

各種の情報が意思決定において重要な参考資料になる。

- ⑥ しかし、保険や年金の契約を希望する者は、決して会計、財務、保険数理の専門家ではない。また、証券市場において利殖を図る投資家のよう、財務分析の専門的能力を多少でも前提として、あるべき姿をイメージしてはならない。
- ⑦ つまり、生命保険や個人年金の契約者の多くは、会計、財務、保険数理に関する専門的知識を持たない生活者であり、これらの人々が安心して生命保険会社を選択することができるような情報（すなわち、非常に常識的な内容で、かつ、信頼性の高い情報）提供としてのアカウンタビリティの充足が、今日の生命保険会社には求められているはずである。
- ⑧ 信頼性の高い情報を提供するためには、監査の専門家である公認会計士もしくは監査法人による監査が必須の要件になる。
- ⑨ 生命保険会社の公益性を加味すると、監査の対象はディスクローズされた情報にとどまらず、広く生命保険会社の事業運営の実態に及ぶものでなければならない。
- ⑩ また、適正な事業運営のためには、監査も含めた広い視点からのコーポレート・ガバナンスを生命保険会社に適用しなければならない。生命保険会社のアカウンタビリティは、コーポレート・ガバナンスを行うすべての主体に対して存在するという認識が今後重要なになってくるに違いない。

II 日産生命保険の経営破綻は何を意味するか⁶⁾

1 護送船団方式による生命保険行政の時代は終わった

1997年10月1日に日産生命保険の受け皿会社である「あおば生命」が営業を開始した。大蔵省が日産生命に業務停止命令を発動したのが4月25日であるから、倒産から新会社の設立まで

6) 本節における事実関係の認識は、「ドキュメント日産生命の倒産」『日経ビジネス』1997年10月6・13・20・27日号に基づいている。

半年を要したことになる。住専（住宅金融専門会社）の経営破綻と6,850億円にものぼる公的資金の導入に対して、国民から厳しい意見が噴出したのもつかの間、今度は生命保険会社の経営破綻があきらかにされた。生命保険各社は、大蔵省銀行局保険部によって各種の規制やコントロールを受けているのである。つまり、生命保険業界はそれまでの銀行行政と同じように、大蔵省の管轄によって弱小の生命保険会社の歩調に合わせて業界全体が進む、護送船団方式による規制を受けてきた。大蔵省は生命保険会社が取り扱う商品の認可から販売、資産運用をはじめとする一切について管理を行ってきた。にもかかわらず日産生命の経営はなぜ破綻したのであろうか。また、日産生命破綻のツケを負わされることになった契約者は、なぜこれほど多額のツケを払わされるはめになったのであろうか。

もとより、日産生命における経営破綻の原因是言うまでもなく、保険商品の販売不振に加えて、資産運用利回りが資金調達コストを下回る逆ザヤ状態が続いたことによるものである。しかし、強力な監督権限を有する大蔵省であれば、これを事前に察知し契約者への負担を回避することができたのではないか。保険金額のペイオフという負担を保険契約者に負わせることになった潜在的理由は、次の2つに集約することができよう。

① 日産生命の経営実態を適切に把握できなかっ

⑦) 今回の日産生命保険の倒産に関連して会計監査人は何ら責任を問われていない。不良債権の評価に関して、住専に対する行政の指導と同じように、会計監査人が何を言おうとも、行政が決定したことを会計監査人が覆すことは困難であったと考える。しかし、公認会計士や監査法人が行う商法特例法第2条に規定される会計監査の結果、商法計算書類（日産生命保険の場合は、相互会社の形態をとっていたから一部ターミノロジーに相違はあるが実質的には商法で規定される計算書類）の適法性に問題がなくとも、会計監査人は通常『監査覚書』といった様式で、会計監査の途上で発見された問題点を会社の経営者（監査役を含む）に勧告する慣習がある。後述のように日産生命保険の倒産は、あきらかにバブル経済期に行われた経営者による無謀な業務拡大戦略と、その後の資産運用の甘さにある。この点について何ら確証的なデータに基づき検討を行ったわけではないが、公認会計士が通常行うと推察される監査においては、早々に事業運営上の問題点が発見されていたと推察される。現行の法体系では、こうした問題を公認会計士が発見したとしても、それを企業外部に公表する手ではない。しかし、生命保険会社のような公益性の高い会社に対しては、このような外部の第三者による監査や調査の結果を、積極的に開示するような保険業法の改正が必要なのではないか。特に、行政による護送船団方式による業界保護に限界があきらかな現状を鑑みると、そうした感想を生命保険会社に関連する多くの利害関係者が潜在的に有するようになってきたのではないかと考える。

た。

- ② 保険契約者を救済する「支払い保証制度」の確立が遅れてしまった。

2 大蔵省はなぜ日産生命の経営実態を適切に把握できなかったのか

日産生命の負債総額（債務超過額ではない）は2兆円を超えており、公認会計士が実施する会計監査の視点からすると、この規模の会社を監査するには少なくとも200人日程度の監査日数が必要とされよう^{⑦)}。ただし、この監査日数は、会社の事業に特に大きな問題点が存在せず、順調に社業が展開されている場合に予想される日数であって、日産生命のように、実質的に（つまりゴーイング・コンサーンを前提とした帳簿上の金額はともかくとして、会社清算を前提とした時価評価では）債務超過に陥るような場合には、それ以上の監査日数が必要とされる。また、この監査日数は会計と監査の専門家である公認会計士の専門的能力を前提とするものであり、監査の主体がそれ以下の専門的能力しか有しないケースでは、約200人日の監査日数を費やしたとしても十分な経営の実態を把握することは困難であろう。

日経ビジネスの記事によると、日産生命の経営実態の調査を行った担当官の陣容は総勢5名である。この5名が実際にどの程度の日数、調査業務に従事したかは不明であるが、公認会計士監査で通常必要とされる上記の約200人日の

日数をかけた程度の調査は行われていないと推察するのが常識的であろう。また、この調査に当たった大蔵省の担当官は、決して会計や監査の専門家（少なくとも公認会計士資格の保持者）ではなく、かつ、保険数理に関する専門家もそれほど多数含まれていなかったと考えられる。さらに、調査の資産項目に対する調査の主眼が有価証券の評価ではなく、融資内容の評価に置かれていたとの指摘もある。

これらを総合的に勘案すると、大蔵省が日産生命の経営実態を適切に把握できなかったのは、調査を実施する担当官のマンパワーと専門的能力の欠如が原因であることはあきらかである。しかし、大蔵省は行政官庁であって、日産生命の経営実態の調査で必要とされる専門的知識を日常から有すべき集団ではないはずだ。問題は、生命保険の経営実態の把握に関わる専門的能力とマンパワーに欠ける大蔵省が、日産生命の調査を独自で行わなければならなかつたという旧態依然の行政システムにあるのではなかろうか。事前に情報が外部に漏れることなく、行政の執行を慎重に行うことは非常に重要なことである。この点では幾ばくかの問題も認識されるが、今後のあるべき姿として、例えば大蔵省の適切な監督のもとで、公認会計士や弁護士、保険数理の専門家集団に日産生命のような会社に対する各種の調査を遂行することは不可能なのであろうか⁸⁾。

3 支払い保証制度はなぜ確立されなかつたのか

日産生命保険の保険契約者のなかには、終身年金の受取額が72%も削減された契約者が含まれている。一昨年来注目されてきた住宅金融専門会社、信用組合、信用金庫、地方銀行の倒産（最近ではこれに都市銀行としてはじめて北海道拓殖銀行の倒産が加わった）では、預金者（この預金者には個人はもとより巨大企業も含まれる）の預金は全額保護されている。つまり、

銀行などの金融機関の場合、預金者を救済するための制度（安全ネット）として預金保険制度が確立されており、今世紀中は預金者の預金は上限を設けることなく、たとえ銀行が倒産しても全額保護されることになっている（2001年からは上限として1,000万円までの預金元本が払い戻される）。ところが、多くの国民が個人の費用で加入している保険や個人年金については、契約先の保険会社の倒産によって、保険や個人年金の加入者が事実上、保険金や個人年金の支払いに「ペイオフ」を受けることになってしまったのである。

高齢化社会と少子化の傾向が進むなかで、厚生年金や国民年金といった公的年金の支給開始年齢の引き上げと支給金額の引き下げは、今後、間違いのない現実として必ず訪れるはずである。このような状況下で、国民一人一人が自己負担により加入する生命保険や個人年金は、国民が政府に依存することなく老後の生活設計を展開するうえで必要不可欠の金融資産である。行政のなすべきことは、こうした重要な意味を持つ生命保険や個人年金を、銀行預金以上に保護し、ペイオフといった事態に遭遇しないよう配慮することにある。つまり、行政は、生命保険会社の経営内容を十分に把握し、将来の保険金支払に必要な保険契約準備金をできる限り保守的な方法で計算するように指導するとともに、資産の運用についても大量の不良債権が発生しないようなコントロール機能を円滑に遂行しなければならないのである。

ところが、今回の日産生命の倒産に際しては、2,000億円を限度に生命保険業界全体が共同で設ける保険契約者保護基金の制度しか確立されていなかった。もっとも大蔵省は、最初から契約者を保護するための安全ネットの設立を怠ったわけではない。むしろ安全ネットの設立に向けて積極的な利害調整を図っていたのである。残念なことに安全ネット（保険版預金保険制度）

8) 会計監査人の『監査覚書』を会社の経営者だけではなく、大蔵省に提出するという方法は、追加的なコストをほとんど負担することなく、即座に実行可能な手だてである。

の設立という行為は、その一方で新たな特殊法人の設立につながる可能性がある。保険業法改正の根回しの過程で行われた、安全ネット設立のための調整は、まずこの特殊法人作りに対する世間からの強い風当たりによって難航し、しかも、当時あきらかにされた大蔵省幹部の不祥事問題や、住専倒産の後始末に公的資金を導入することに対する大蔵省批判が、これに追い討ちをかけるかたちで頓挫することになる。これらの結果、最も貧乏籠を引く形で、保険契約者が最大の損失を被ることになったのである。生命保険行政をつかさどる大蔵省は、財政と金融を統括する巨大官庁である。大きな役所であればあるほど、関係のない部署における不祥事が他の部署における仕事の遂行に悪影響を与えることになる。官庁再編といった大きな問題の背景には、こうした悪弊の除去という効用も認められるのではなかろうか。いま話題として取り上げられている金融検査官の不祥事を思い起こすと、このことが非常に強く感じられるのである。

4 年金保険ローンをなぜストップできなかつたのか

バブル経済の時期と重なる1986年度から1990年度の5年間に、生命保険会社は業界全体として総資産を2倍に拡大している。なかでも日産生命の増加は激しく、4.2倍にも総資産を増加させた。その背景には、保険料を加入時に一括払いする個人年金保険に提携金融機関のローンを組み合わせセット商品（いわゆる年金保険ローン）がある。この商品群は87年から販売開始されたが、同社の個人年金保有高は、87年度に前年度比4倍、88年度に3.5倍という爆発的な伸びを示したのである。日産生命保険がローン型年金保険を商品化した背景には、生命保険業界特有の次のような事情が潜在している。

すなわち、生命保険の販売は、セールスレディー

と呼ばれる営業職員たちがこれを支えている。より多くの契約を取るには彼女たちの数を増やせば良いが、大蔵省が生保各社の業容と営業職員の数が比例するように厳しく管理しているからこれは簡単なことではない。つまり、中堅規模以下の生命保険会社が業務を拡大するためには、「売り方」を工夫するほかなかったのである。大蔵省の付けた序列がなれば永遠に維持されることによって、生命保険の各社は実質的な競争を妨げられていたと言えよう。年金保険ローンは、こうしたことを背景として誕生したのである⁹⁾。

金融機関が保険商品を販売することは法律で禁止されている。しかし、「浮利」に目がくらんだ当時の金融機関のなかには、堂々と法律を無視するところもあったとされている。変額保険や一時払い個人年金は、言うまでもなく保険会社の商品である。ところが、この時期には、ローンを提供するだけの金融機関がいつの間にか販売の主導権を握り、やがて、日産生命ではコントロールすることのできない「銀行の金融商品」として一人歩きしてしまった。ある大手生命保険会社の試算によると、日産生命の一時払い個人年金とのセットローンで得た金融機関の利益は87年から89年までの3年間でざっと1,100億円とされている。また、金融機関の保険代理店が販売手数料は300～400億円で、同じ時期に日産生命が保険契約者に支払った配当の2倍以上となった。

こうした莫大な金融機関に対する手数料の支払あるいはローン金利を、生活者である保険契約者は何と見るべきであろうか。もちろん、年金保険ローンを利用した融資を受け年金保険の契約を行った契約者にも、責任の一端はある。しかし、保険契約者は会計、財務、保険数理の専門家ではない。また、保険契約者に会計や財務、保険数理の専門的な知識を幾ばくかでも求

⁹⁾ 「日産生命 銀行主導の『無法地帯』」『週間東洋経済』1997年11月8日、54-59頁には、年金保険ローンで金融機関が得た代理店手数料のランキングが掲載されている。多くは地方銀行や信用金庫であるが、大手の都市銀行の名前も第5位に記されている。

めることは、個人年金が公的年金の不足を填補するという保険制度全体の今後のあるべき姿を垣間見た時に、妥当ではない。つまり、この問題について保険契約者に責任を課すべきではない。もとより銀行法や（新）保険業法によっても、銀行による保険勧誘は禁止されている。なぜ、法律によって禁止されているのもかかわらず、また、これほど莫大な契約額になっているにもかかわらず、行政はそれを放置したのであろうか。バブル経済は金融機関と不動産業者がボロ設けして、日本という国全体がおかしくなっていた時期であり、このことに誰も気づかなかつたということを本気で弁明しようとしているのであろうか。当時の生命保険行政のモラルハザードが非難されたとしてもやむなきである。日産生命の保険契約者をバブル経済の犠牲者として位置付けることは、決して感傷的で稚拙な考え方ではないと思われる。

III 保険契約者にとって有用なディスクロージャーを探る

本節では、生命保険会社による企業内容の開示（ディスクロージャー）の理論的な背景と実際の状況を分析する。そして、アカウンタビリティの前提となるディスクロージャーや、ディスクロージャーの背景に潜む会計原則について考察し、現行の制度では保険契約者の視点に立った行政の執行という分析視角が著しく欠如していることあきらかにする。

1 生命保険会社によるディスクロージャーの実態¹⁰⁾

(1) 法的規制に基づく開示—決算書類の公示と閲覧用の備置—

わが国の生命保険会社は、4月1日から3月31日の1年間を会計期間として設定し（したがって決算日は毎年3月31日となる）、その1年間の事業活動の結果をまとめ、定時社員（もしく

は株主）総会終了後、速やかに貸借対照表、損益計算書、事業報告書（もしくは営業報告書）、剩余金（利益）処分に関する決議書などの書類を大蔵大臣に提出しなければならない。また、保険契約者、被保険者、保険受取人に対して、営業時間内にいつでも、同書類の閲覧およびその謄本または抄本交付の求めに応じなければならない。さらに、貸借対照表を広告することが要求されており、その様式は保険業法によって定められている（旧保険業法67・82・83条、保険業法施行規則23条の4、商法283条3項）¹¹⁾。

新保険業法ではこの他に、公正な事業運営の確保の視点から、ディスクロージャーについての規程がさらに強化充実され、保険会社は、事業年度毎に、業務および財産の状況を説明する書類を本支店に備え置き、公衆の縦覧に供することが規定された（新保険業法111条）。この規定は、現行の銀行法におけるディスクロージャーの根拠規定にならったものと認識されている。

(2) 自主的な経営内容の開示

わが国の生命保険業界では、昭和40年代以降のコンシューマリズムの高まりにより、「生命保険事業は本来的に広く一般大衆の理解と支持がなければ発展できない」との認識から、各種の施策を展開している。その一つが業績（決算報告）を中心とした経営内容の自主的開示である。生命保険会社は株式を公開していないので、証券取引法の適用を受けることはない。したがって、一般の上場企業のように有価証券報告書を大蔵省に提出する義務はないが、各生命保険会社は、この有価証券報告書と同等程度の企業内容の開示を行っている。具体的には、決算のプレス発表、半期の事業概況報告、社員総代会の傍聴制度、各種の情報開示用印刷物の配布など、多彩な情報提供活動を展開している。

情報開示用印刷物については各社がさまざまな印刷物を作成しているが、これらのうち『決算報告書』『業績のお知らせ』『○○生命の現状』

10) (1)と(2)における記述はすべて、刀瀬俊雄・北野実『現代の生命保険』東京大学出版会、1993年、209-211頁に基づいている。

の3種類の冊子については、生命保険協会において、各冊子の開示項目（ディスクロージャー・コード）を設定して内容の統一が図られている。このうち、『○○生命の現状』は最も開示項目が多く、充実したディスクロージャー資料であり、主として大学の研究者、報道および研究機関などを対象に配布されている。『決算報告書』は毎年の決算概要、事業・経営内容を記載したディスクロージャー資料で有価証券報告書に準じたものとして、契約者のみならず一般大衆をも対象に会社が作成している。『業績のお知らせ』は一般企業、契約者、顧客など幅広い層を対象にしたもので、開示内容の量・質からみて『決算報告書』と『○○生命の現状』の中間に位置づけられる。

(3) 『決算報告書』『業績のお知らせ』『株主総会招集通知書』の収集調査

今回行った収集調査では生命保険会社が外部へのディスクロージャーにどの程度積極的なのかを判定するために、学術調査研究と利用目的を限定した上で、すべての生命保険会社（内国および外国）に対し1996年11月29日付けで、平成3年度から平成7年度の『決算報告書』『業績のお知らせ』『株主総会招集通知』（ただし株式会社に対してのみ実施。株主総会招集通知には営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分案、監査報告書等が添付されている）の惠贈を依頼した。その結果、郵便事情や発送部署（基本的に財務部もしくはそれに相当する部署に郵送した）の過誤による未回収分もあると思われるが、ソニー生命保険株式会社、平和生命保険株式会社、東邦生命保険相互会社、アリコ・ジャパン、アメリカンファミリー生命保険会社、日本団体生命保険株式会社（以上、順不同）を除いたすべての生命保険会社から何らかの返信をいただいた。30社中24社の回答は率に換算すると80%であり、生命保険業界全体としてのディスクロージャーに関する意識は決して低くない

と推察される。

この収集調査のなかで最も特徴的であったのは、株式会社形態の会社についてのみ実施した会計監査人による監査報告書の回収率である。株式会社11社のうち回答を頂いた9社のなかで、会計監査人の監査報告書謄本（コピー）を郵送頂いたのはアイ・エヌ・エイ生命保険会社の1社だけであった¹¹⁾。監査報告書は、会社もしくは経営者のアカウンタビリティをディスクロージャーによって解除する際に必須の書類であるにもかかわらず（少なくとも理論上はそうである）、生命保険会社に適用される会計監査を強制する法令が商法特例法第2条であることから、各社とともに会計監査人の監査報告書の社会的な意義を認識してこれを活用するには至っていないと考えられる。

2 日産生命のディスクロージャー誌『業績のお知らせ』（平成3年度～平成7年度）の分析－保険契約者は『業績のお知らせ』から倒産を予期できたか－

上記の収集調査を通じて入手された日産生命の『業績のお知らせ』をここで簡単に分析することにしよう。まず、日産生命の『業績のお知らせ』は、1(2)に説明されたように、生命保険協会の作成指針によって記述されており、その構成において特徴的な箇所は認められない。

また、平成7年度の業績のお知らせを垣間見ると、取締役社長が表紙に続く第2頁で行っている挨拶の部分では、

「生命保険業界におきましては、営業面では新保険業績が前年を下回り、資産運用面でもかつてない低金利の長期化の中で、いわゆる『逆ザヤ』による利差損が拡大し、収支は依然として厳しい状況にあり、誠に遺憾ながら契約者配当の減配及び本年4月から保険料率の改定を行わざるを得ませんでした。今年度は、『規制緩和・自由化の促進』『保険業の健

11) この他に、大正生命保険株式会社からは、監査報告書を郵送することはできないが（私が株主ではないことがその理由）、監査報告書の内容には異常なものはまったくない旨の添え状をいただいた。

全性の維持』『公正な事業運営の確保』を三本柱とする改正保険業法が4月に施行され、生損保相互参入等新しい時代を迎えることになりました。当社は、新時代に対応して全役職員が、業務体態の革新と徹底したリストラの推進により、ご契約者の皆様のご負担にお応えできるよう努力してまいる所存であります。」

との記述が行われ、第3頁では社長挨拶を受けるような形で「1. 経営方針」「2. 最近の経営活動の概況」についての説明がなされている。2頁の社長挨拶ならびに3頁の最近の経営活動の概況では、日産生命の直接の倒産原因となつた（と分析される）逆ザヤの問題が業界全体の問題としてなかば抽象的に記述されている点が、いまとなってはこの他目につくところである。

『業績のお知らせ』の読者はこのような社長挨拶から、同社の悲惨な経営あるいは財務の実態を理解することは不可能である。『業績のお知らせ』をさらに読み進めると、5頁には貸借対照表と損益計算書が掲載されている。特に貸借対照表は平成6年度と平成7年度の比較という形で掲載されており、会計や財務に関する専門的知識を有する読者にはかなり理解しやすい記述となっている。ただし、この2年間の貸借対照表における財務数値の比較からは、当期余剰の金額は平成7年度の方が増加しており、会社の業績は回復しているかのような印象を読者は受けるに違いない。実は、平成7年度における当期余剰は、保険業法第84条評価益が平成6年度よりも13,326百万円も増大したこと（1,520百万円から14,846百万円）によるものであるが、このことは平成7年度の『業績のお知らせ』だけでは認識することのできない事実である（平成7年度版4頁では、この評価益を認識した理

由として利差損が拡大したためと記されている）。

以上のことから日産生命の事例のように経営破綻が目前に迫っていた会社の場合でも、『業績のお知らせ』に記載された情報だけでは、当該生命保険会社のゴーイング・コンサーンについて重大な疑義をもつことは非常に困難であることが理解される。つまり、生命保険会社の『業績のお知らせ』を利用して、保険契約者（潜在的契約者も含む）がその会社の経営実態を合理的水準で理解することは、到底不可能であると言えるのである¹²⁾。

生命保険会社における情報開示をさらに推し進めるべきであるという議論は、一般的には誰も異を唱えることのできない常識的な議論である。しかし、保険契約者が本当に必要としている情報が、契約どおりの保険サービスを会社は提供してくれるのかどうかの一点に尽きるとすれば、いかなる情報を信頼できる水準で提供すべきかという質的な拡充に関わる議論をもっと展開しなければならない。専門的知識のない一般の保険契約者に複雑な数値をいかにたくさん開示したとしても、それを利用することが彼らにはできないのである。こうした複雑な情報はむしろ、生命保険業界を監督する行政官庁に提出すべきで、かかる行政官庁は生命保険に関する専門的知識を駆使して、経営状態の危険な生保を行政指導等行うことによって、生命保険制度の安定に尽くすべきである。一般の保険者が自己責任でもって生命保険会社を評価するためには、常識的に理解することのできるいくつかの財務指標を、信頼できる品質水準で公表する必要がある。財務指標の信頼水準を客観的に高めるためには、公認会計士や監査法人による監査制度を、商法特例法の債権者保護を前提とした監査制度ではなく、保険契約者一般を優先し

12) ただしここでの分析は、読者にある程度の会計や財務分析、保険業特有の経理知識が備わっていることを前提としている。したがって、こうした知識を持ちあわせていない一般の契約者が『業績のお知らせ』をもって生命保険会社の経営実態を理解することはまったく不可能と言うことになる。その意味で、『業績のお知らせ』の巻頭に展開される社長の挨拶と経営方針や経営活動の概況の記述は重要であるが、それについても、既に参照したように非常に抽象的な表現になっていて、肝心の会社状況の核心部分については何も理解することができない。

て保護するような監査制度に改革する必要がある（もとより、監査報告書は公共財として広く一般に公表されなければならない）。ここでは特に、一般の保険契約者にとってソルベンシー・マージン（支払余力）といった財務数値は直感的に理解することのできる非常に有用な指標であることに注目しよう。つまり、生命保険制度の安定的な成長のためには、ソルベンシー・マージンのような常識的な財務指標をいくつか設け、それらが算出された計算と過程の妥当性を公認会計士が監査し監査報告書にその旨を記載するといった制度改革が必要なのである。このような制度改革ができないのであれば、行政は保険契約者に自己責任を課すべきではない。

3 見せ掛けの営業権とあおば生命保険の誕生 —許されない経理トリック—

日産生命の経営破綻の事後処理としてあおば生命が設立された。日産生命が抱える第一次損失（債務超過額）3,050億円に対して、契約者保護基金の残高は全額で2,000億円であり、常識に考えるとあおば生命の設立は不可能なはずである。ところが、あおば生命が設立される過程で、ある種の経理トリックが行われた。すなわち、3,050億円のうち1990億円を契約者保護基金で埋め合わせるとともに、契約者保護基金の残金10億円でもって資本金10億円のあおば生命を設立し、差額の1,060億円を営業権（暖簾）として譲渡したのである。

もとより、この1,060億円の本質はまったく資産性のない単なる損失の繰延額である。しかも、あおば生命は既契約を維持・管理するだけの清算会社であるから、通常の商取引ではこのようなケースで営業権が譲渡（認識）されるこ

とは決してない。商法上、営業権は5年間で毎期均等額以上の償却が要求されている。1,060億円の営業権に対しては、毎年212億円以上の営業権償却費が、あおば生命の財政状態に重い負担となって費用計上されることになる。この営業権の償却費用も結局のところは、あおば生命における保険契約を中途解約せず保険料を継続して支払い続ける保険契約者の負担となってあらわれてくることになる。他方で、日産生命の破綻処理策では、解約の急増であおば生命の経営が一挙に悪化しないように、中途解約する契約者の受取金を7年間にわたって削減する早期解約控除制度が設けられている。つまり、中途解約の有無に関わらず、既契約者に等しく保険給付や年金給付のペイオフを行うことによって破綻処理しようとするのが、あおば生命のそもそも設立の前提となっている。

このように、あおば生命の設立という日産生命の経営破綻処理では、架空の営業権の創設、保険中途解約に伴うペナルティー収入への期待など、適正な会計処理あるいは会計倫理とはほど遠い内容の経理が行われている。経理処理を悪意に利用することによって、その生命保険会社のディスクロージャーを適法に飾ることは可能である。一般的な企業会計でもめったに適用されることのない臨時巨額の損失を繰り延べた第一次損失を、あたかも適正な資産として処理する経理哲学に、現在の保険行政の抱える大きな問題が潜在しているように思われる。ディスクロージャーはアカウンタビリティを果たす有効な手段ではあるが、会計手法はそれを適用する当事者の倫理観によって悪用される性格を有している。適正な経理が行われるようなコーポレート・ガバナンスの必要性が認識されなければならない¹³⁾。

13) 適正な経理の遂行をチェックするのが公認会計士の役割であるが、解釈によってあおば生命設立における営業権設定のような取引が可能になり、しかもそれを裁判所が妥当と認めたとすると、公認会計士は彼らそれを訂正する根拠を有しないことになる。アメリカでは、生命保険会社に対するコントロール手段として一般に認められた会計原則（GAAP）が有効に活用されている（例えば、古瀬政敏『アメリカの生命保険会社の経営革新－規制の新潮流と戦略対応』東洋経済新報社、1996年、84-88頁を参照されたい）が、日産生命の例ではそれと反対に悪用されたわけである。生命保険会社に対する監督行政の一環として、公認会計士の判断をもっと有効に活用する環境が設けられても良いのではなかろうか。例えば、大蔵省による調査の一部を公認会計士や監査法人にアウトソーシングすることはできないものか。

IV 生命保険会社のコーポレート・ガバナンス にいま欠けている視点—アカウンタビリティ と監査機能の充実強化—

わが国において会社組織で保険業を営んでいる生命保険会社には、内国保険会社と外国保険会社等がある。内国保険会社は、わが国の法律に基づいて設立され、保険業法に基づいて大蔵大臣から生命保険業の免許を受けた会社である¹⁴⁾。生命保険会社の代表的な法形態である相互会社については、会社の意思決定機関、執行機関、監督機関を次のようにまとめることができる¹⁵⁾。

- ① 社員総会……社員総会は、相互会社の構成員である社員の全員によって構成される。社員総会では定款の定める事項について会社の意思決定を行うことになる。相互会社の社員数は非常に多いことから、社員総代会をもってこれにかえることができる（保険業法42条）とされている。社員総代の数は一般の相互保険会社の場合、100名から150名程度である。
- ② 取締役会……取締役会は取締役によって構成されており、会社の意思決定を行う合議制の機関である。相互会社形態の保険会社では、株式会社の取締役および取締役会に関する商法の規程を大部分準用している（保険業法51条2項）。
- ③ 代表取締役……取締役会の業務執行の意思決定に基づいて、会社の業務執行に当たるのが代表取締役である。代表取締役についても

株式会社の規定が準用されている（保険業法51条2項）。

- ④ 監査役……監査役は会社の監査機関で会計監査権と業務監査権をもっている（新保険業法53条2項、商法274条）。

ところで、生命保険会社において適正なコーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、欠落してはならない重要な要素がいくつか存在するはずである。本稿でこれまで考察してきたアカウンタビリティと監査は効果的なコーポレート・ガバナンスの必須の要素である。

まず、アカウンタビリティに関しては、それが経営者を主体とする概念であるということと、アカウンタビリティが成立する条件として、経営者のスチュワードシップの存在が前提となることを確認しよう。アカウンタビリティに関しては例えば、①会社の財産を適切に保全するために経営者はどのような経営管理体制を整備し運用するのかという問題、あるいは、②保険契約者にとって有用なディスクロージャーとは何かという問題を解決して行かなければならない。これらの問題を分析する際には、次のような観角をもつことが重要である。

すなわち、生命保険の契約者はほとんど全員が、保険サービスの受給を目的として保険費用（保険料）を負担している。つまり、相互会社形態の生命保険会社においても、保険契約者は決して社員（出資者）としての地位を欲しているわけではない。保険や年金保険の契約者は、

14) 生命保険会社を実質的に監督しているのは大蔵省銀行局保険部である。大蔵省はこれまで一般の金融機関と同じように護送船団方式により監督を行ってきた。1996年4月1日から施行された新保険業法は、①規制緩和と自由化の促進、②保険業の健全性の維持、③公正な事業運営の確保という3つの基本理念に基づいており、大蔵省によるこの監督方法にも大きな影響を及ぼしている。

15) ここでの記述は南方哲也『危険と保険の基本原理』長崎県立大学学術研究会、1996年、180項を引用したものであるが、原文では監査役について「監査役は会社の会計監査機関である」と誤った記述がなされている。株式会社の監査役（に関する規程の多くは保険業法51条2項で準用されるので相互会社の監査役も同じ）の権限には、会計監査のほか業務監査も含まれる（ただし、商法上の小会社、つまり、資本金の金額が1億円以下かつ負債総額が200億円未満の株式会社の監査役の権限は、会計監査に限定される。しかし、株式会社形態の保険会社にこのような株式会社は存在し得ない）。昨今、監査役の機能について強調されていることは、業務監査権を最大限行使して会社のコーポレート・ガバナンスに貢献することであり、相互保険会社では、公認会計士もしくは監査法人が会計監査人として実質的に会計監査業務を行っているのであるから、監査役の職務は、有効な実態監査（今日の監査理論では、会計監査と業務監査というターミノロジーよりも情報監査と実態監査というターミノロジーが用いられている）を行うことである。

今後訪れる高齢化社会、あるいは、国民年金や厚生年金といった公的年金の受給の困難性を考慮して、保険契約を行っているはずだ。保険契約者が生命保険会社に期待しているところは、生命保険会社が継続企業として安定した業績を残し、保険契約の内容にそくした保険サービスや年金サービスを保険契約者に提供し続けることにある。また、保険契約者は株式や社債への投資家のように生命保険会社を一つの企業として認識し、開示された企業の財政状態や経営成績に基づいて、保険契約先を決定する専門的な能力は普通持ちあわせていないと考えるのが自然である。したがって、生命保険会社に対するディスクロージャーへの法的要請を、民間企業と同等、もしくはそれ以上にレベルアップしたとしても、実質的な保険契約者保護がどこまで図られるかは不明である。むしろ、あまり期待しない方がよいのかもしれない。

このような視点からすると、今回の改正保険業法で導入されたソルベンシー・マージン規準は、保険契約者にとって直感的に理解することが可能な判断指標として位置づけることができよう。ただし、ソルベンシー規準による財務情報が適切に開示されているかについて、独立した第三者による監査を強制する必要がある。現在、生命保険会社に関しては商法特例法に基づいた、あるいは、商法特例法を準用した会計監査が実施されている。しかし、筆者が今回実施した資料収集の調査でもあきらかにされたように、公認会計士もしくは監査法人が実施した監査報告書を入手できたのはわずかに一社だけであり、監査報告書に対する公共財としての認識が生命保険業界では非常に希薄であると推察される。

次に、こうした公認会計士による監査についてであるが、生命保険会社のアカウンタビリティとディスクロージャーにおいて、会計監査人による監査はいったいどのような問題意識で認識されているのであろうか。生命保険会社に対する会計監査は、法の立法趣旨がどのようなもの

であれ、実質的に保険契約者の保護に有用なものでなければならない。監査の結果は隠すものではなく、できるだけ広範囲に公表すべきものである。生命保険契約者は生命保険会社の経営実態を直接調査・監視することができない。そのために生命保険会社の実態を適正に開示したディスクロージャーが必要になるのであり、生命保険会社の経営者は十分なディスクロージャーを果たすためのアカウンタビリティの行使に留意する必要があるのである。アカウンタビリティの前提には、適正なディスクロージャーを可能にするための会計システムや財務報告システムを確立する責任も当然に含まれるはずである。生命保険会社の経営者は、保険契約者から資産の運用を委託されたプロの経営者としての能力と倫理観を兼ね備えた専門家でなければならない。生命保険会社は、たとえそれが株式会社の形態をとっている場合であっても、一般の民間企業をはるかに上回る社会的責任をもつ存在であることを決して忘れてはならない。生命保険会社のアカウンタビリティを最終的に解除するのは、監査をおいてほかにないのだから。

大蔵省による監督も本質的には監査と通じるところがある。監査の本質は予防と批判（意見表明）である。会計監査人による監査報告書は監査の批判的機能に基づき公表される書面であるが、監査はもともと予防的な性質を有しており、会計監査人に対しても監査の途上で発見されたいくつもの問題点を会社に伝達し、重要な虚偽記載が財務諸表に反映されないと傾注している。行政による監督も、例えば経営破綻を防ぐという意味において予防的で、監査の本質と通ずるところがある。ただ、大蔵省による監督は、保険数理やアクチュアリーの計算、あるいは、企業の経営や管理、監査の専門知識をもたない担当者によって実施されている可能性が高い。常識的に見て、こうした半ば素人の集団（もっとも行政に関してはプロ中のプロであるが）によるコントロールが有効に機能する時代は、すでに終わったと認識すべきであろう。つ

まり、大蔵省は公認会計士といった職業の専門家を自己の監督下で活用し、生命保険会社の経営実態を適正に把握したうえで、次々に有効な行政施策を展開するというのが、るべきペクトルではなかろうか。

プロが監視していないという意味では、生命保険会社の社員総会、社員総代会、評議員の制度も同様である。あるいは、取締役会の構成についても、経営のプロたる人物のみによって構成されているとは限らないであろう。一般の企業でも認識される事象であるが、会社の経営者、特に常務以上の役付取締役の人事は、会社の従業員の人事ローテーション（あるいは、キャリアパス）に組み込むべきではない。管理者としての能力と経営者としての能力は、異なる才能である。経営者の選択（例えば、取締役への登用）を、管理者として優秀な成績を残したかどうかでもって決定すべきではない。生命保険会社の社外取締役にもしバブルに踊らなかった堅実な製造メーカーの役員が就任していたならば、生命保険会社が行ったバブル経済期における不合理などの融資はいくらかでもストップされたのではないかろうか。あるいは、社員総代や評議員に、もっと会計や財務、保険数理の専門家がいたならば、決算報告書の分析を通じて、会社の問題を即座に識別することができるであろうし、法律の専門家がいたならば、社員総代会の継続的な監視で摘発された問題点を改善しない経営者に対して、相互会社の社員（契約者）による代表訴訟等を活用することも可能になったのではないかろうか。

最後に、今回の研究で行ったヒアリング調査のなかで、ある公認会計士（大手監査法人のパートナー）は、生命保険会社における内部監査機能の強化を特に強調して指摘された。そこでは、生命保険の支払業務の円滑な執行を遮るいくつかの要素（特に、利益の確保あるいは資産流出の防止といった、生命保険会社の社会的な公益性とはかけ離れた視点からの、保険金支払業務の阻害要因。例えば、保険契約者が死亡した場

合の死亡給付金は、すべての保険契約者もしくは保険金の受取人に支払われているかといった事例）が生命保険会社内部に存在するにもかかわらず、内部監査ではこの点が十分に調査されていないのではないかという点が指摘された。生命保険会社の内部監査人が、生命保険会社の公益性を重視した内部監査活動を行っているかについても、今後十分な実態の解明が必要と思われる。

【参考文献】

- 朝日生命総合企画部編『図解変わる生命保険業界』東洋経済新報社、1997年。
- 住友生命総合研究所編『ゼミナール日本の生命保険会社』東洋経済新報社、1992年。
- 住友生命総合研究所『基本ゼミナール生命保険入門』東洋経済新報社、1993年。
- 東洋経済新報社「生保の変貌」『週間東洋経済』特大号、1996年7月13日。
- 東洋経済新報社「生命保険特集 生保波乱！試練のビッグバン」『週間東洋経済』臨時増刊、1997年9月3日。
- ダイヤモンド社「残れる生保 消える生保」『週間ダイヤモンド』1997年3月16日。
- 刀瀬俊雄・北野 実『現代の生命保険』東京大学出版会、1993年。
- 西川 聰編『図説日本の生命保険』財経詳報社、1994年。
- 古瀬政敏『アメリカの生命保険会社の経営革新』東洋経済新報社、1996年。
- 宮道 潔『リスクマネジメントと保険』税務経理協会、1996年。
- 南方哲也『危険と保険の基本原理—ロイズの形成と保険の原理—』長崎県立大学学術研究会、1996年。
- 渡辺健雄『知っておきたい保険業法』大蔵省印刷局、1996年。

【付記】

本稿は財団法人生命保険文化センターより給

生命保険会社のアカウンタビリティと監査

付された平成8年度生命保険に関する学術振興助成「生命保険会社のアカウンタビリティと監査」に関わる研究成果である。生命保険文化センターからは、研究活動を進めるための財政的支援のみならず、研究資料の調査・収集にもご助力をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。なお、本論文は、生命保険文化研究所の『文研論集』第122号、1998年3月号に掲載の同名の論文に加筆修正を施したものである。